# 高齢または障がいをお持ちの方等

相談所に来ることができない方のための

# 派遣法律相談制度

### 派遣法律相談とは・・

高齢者の方や障がい者の方等、神奈川県弁護士会の法律相談所にお越しいただくことが難しい方のために、弁護士を派遣し、ご入居中の施設やご自宅等で法律相談を受けることができる制度です。



一人で悩まないで!弁護士が近くに来てくれる制度だよ。

神奈川県弁護士会法律相談センターマスコットキャラクター みみん

#### 例えば、

- 相続について詳しく聞きたい、遺言書を作成したい。
- 借金問題を解決したい。
- ・交通事故の被害に遭ったので、賠償金について相談したい。 等々、幅広い法律相談が可能です。

### 詳しくは、裏面を御覧下さい。



神奈川県弁護士会総合法律相談センターマスコットキャラクター

のるん

#### \*お申込・お問い合わせ先\*

神奈川県弁護士会 関内(本部)法律相談センター TEL 045-211-7700

(受付 月~金 午前9時30分 ~ 午後5時)

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階

## 弁護士派遣法律相談までの流れ



弁護士会へ お申込(郵送)



弁護士会より 弁護士決定の 連絡(郵送)









必要に応じ 委任契約

## 高齢者・障がい者を対象とする派遣法律相談の事業要綱

派遣対象	高齢・障がいのために、相談所に赴いて相談を受けることが困難で派遣相談を実施することが相当
	と弁護士会が判断した方。
	ただし、法テラス(電話 050-3383-5360)の無料弁護士派遣相談を利用できる場合には、まずはそち
	らをご利用ください。
内容及び条件	①申込者の法律問題に関する相談であること
	②申込者が弁護士会での法律相談を受けることができないこと
	③申込者の代理人(家族等)が弁護士会に来て法律相談を受けることができないこと
	④相談開始前に相談料の支払いが可能であること
	⑤派遣相談を実施するのが妥当であると弁護士会が判断すること
派遣弁護士	弁護士会が推薦する弁護士 1 名を派遣いたします。
	ただし、弁護士会が相当と認めた場合には弁護士2名を派遣いたします。
相談時間	1時間
相談料	交通費込・税込2万円(ただし、往復交通費が1万円以上となる場合には3万円)
	※相談料は、相談開始前までに弁護士へお支払いください。
相談場所	申込された方において相談場所のご用意をお願いいたします。
派遣できない場合	●反社会的な個人からの申込みの場合(暴力団関係者など)
	●違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合(悪徳商法など)
	●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合
	●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合
	<ul><li>●その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を</li></ul>
	推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合
	●派遣相談を担当できる弁護士が見つからなかった場合
申込方法	「派遣法律相談申込書」にて郵送でお申込みください。
	「派遣法律相談申込書」は神奈川県弁護士会ホームページから
	ダウンロードできます。 http://www.kanaben.or.jp/